入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））の訂正

令和３年５月14日

東日本高速道路株式会社　関東支社

支社長　良峰　　透

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　11

１　掲載日　令和３年４月23日（号外政府調達第77号・43～44ページ）

２　訂正内容

業務名　令和３年度　関東支社管内気象予測業務

５　手続等　⑵①交付期間　「令和３年４月23日（金）から令和３年５月13日（木）まで。」を「令和３年４月23日（金）から令和３年５月17日（月）まで。」に、⑶①提出期間　「令和３年５月13日（木）午後４時まで。」を「令和３年５月17日（月）午後４時まで。」に、③提出方法　「郵送（書留郵便または信書便）もしくは持参。」を「電子メール又は書留郵便等。（提出期限までに必着）」に、⑷③提出方法　「上記⑶③に同じ。」を「書留郵便等（提出期間内に必着）に限る。」に、７　Summary　⑵Time limit to express interests：「４:00 P. M. 13 May 2021」を「４:00 P. M. 17 May 2021」に訂正する。

資　格

競争参加者の資格に関する公示

Ｒ３横環南栄ＩＣ・ＪＣＴ　Ｄランプ１号橋他上部工事、Ｒ３横浜湘南道路栄ＩＣ・ＪＣＴ　Ａランプ１号橋他上部工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和３年５月14日

関東地方整備局長　土井　弘次

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

１　工事名

①　Ｒ３横環南栄ＩＣ・ＪＣＴ　Ｄランプ１号橋他上部工事（以下、「①工事」という。）

②　Ｒ３横浜湘南道路栄ＩＣ・ＪＣＴ　Ａランプ１号橋他上部工事（以下、「②工事」という。）

（①工事、②工事共に電子入札対象案件）

（①工事、②工事共に電子契約対象案件）

２　工事場所

①　工事　自）神奈川県横浜市栄区飯島町

至）神奈川県横浜市栄区田谷町

②　工事　神奈川県横浜市栄区田谷町地先

３　工事内容

①　工事　Ｄランプ１号橋　橋種：鋼６径間連続非合成箱桁橋　橋長：456.1m　支間長：78.1＋79.0＋83.0＋50.5＋72.0＋90.9

本線第２－１橋　橋種：鋼３径間連続鋼床版箱桁橋　橋長：261.0m　支間長：63.1＋(89.7)＋106.4

工場製作工　１式、Ｄランプ１号橋：約2,650ｔ　本線第２－１橋：約1,850ｔ（指定部分）

工場製品輸送工　１式、鋼橋架設工　架設工（クレーンベント工法）１式　支承工　１式、橋梁現場塗装工　１式、橋梁付属物工　１式　指定部分

工場製作工　本線第２－１橋

②　工事　Ａランプ１号橋　橋種：鋼５径間連続非合成少数鈑桁橋　橋長：294.7m　支間長：59.1＋60.0＋60.0＋60.0＋53.8

Ｄランプ３号橋　橋種：鋼５径間連続非合成少数鈑桁橋　橋長：294.7m　支間長：59.1＋60.0＋60.0＋60.0＋53.8

Ｃランプ１号橋　橋種：鋼２径間連続非合成少数鈑桁橋　橋長：114.7m　支間長：59.3＋53.8

工場製作工　１式、Ａランプ１号橋：約1,190ｔ　Ｄランプ３号橋：約1,120ｔ　Ｃランプ１号橋：約450ｔ

工場製品輸送工　１式、鋼橋架設工　架設工（クレーンベント工法）１式　支承工　１式、橋梁現場塗装工　１式、床版工（合成床版）　Ａ＝9,900㎡、橋梁付属物工　１式

４　申請の時期

令和３年５月14日から令和３年６月９日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和３年６月10日以降当該工事に係る開札の時まで（日曜日、土曜日、及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

５　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、関東地方整備局ホームページ（https://www.ktr.mlit.go.jp）から入手するものとする。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子入札システムにより提出すること。また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は下記に示す申請書の提出場所に郵送、託送又は持参により提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和３年５月14日付け支出負担行為担当官関東地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式－２を使用すること。）。

紙入札による場合の提出場所　〒330－9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048－601－3151㈹

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

６　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和２年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和２年10月１日付け公示６の（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社または３社の組合せとする。

①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

④　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。